

モニタリングポスト局舎等耐震調査業務に係る契約書（案）

愛媛県原子力センター所長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、モニタリングポスト局舎等耐震調査業務（以下「業務」という。）を別添仕様書により乙に発注し、乙は、これを請負う。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、
円（うち消費税及び地方消費税の額
円）を支払う。

（契約の期間）

第3条 乙は、この契約締結の日から平成29年9月30日までの間に業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、
円とする。

2 乙は、第10条第2項に規定する検査が全て完了した後、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

3 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。

4 契約保証金は、利息を付さないものとする。

（注）「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、「入札（契約）保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた場合は、同条第1項に免除と記載し、第2項以下削除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請けの禁止）

第6条 乙は、この業務の処理を他に請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(完了報告)

第7条 乙は、業務が完了した場合には、速やかに完了報告書を甲に提出しなければならない。

(検査)

第8条 甲は、前条の完了報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、業務の実施について検査を行うものとする。

2 前項の検査の結果不合格となったときは、乙は、遅滞なく改善を行い、完了報告書を甲に提出し、再検査を受けなければならない。

この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第9条 前条第1項又は第2項の検査終了後、乙は、請求書を甲に提出するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

2 甲は、前項の支払期限内に委託料を支払うことができないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じて、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、その責めに帰すべき理由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第13条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

八幡浜市保内町宮内1番耕地485番地1

甲 愛媛県原子力センター
所 長

乙